

## 商品概要説明書

### 子育て応援定期貯金

(2020年7月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期(単利型) (愛称: 子育て応援定期貯金)
2. 販売対象	○満0歳～満18歳以下の個人かつ、同一世帯において当JAで児童手当または給与の振込をご指定いただいている方
3. 取扱期間	○2020年7月1日(水)～2021年3月31日(水)
4. 期間	○定型方式…1年(自動継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 条件	○一括預入 ○5万円以上500万円以下 契約者一人あたり最高500万円まで ○1万円単位 ○定期専用通帳に限る
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 継続方法	○元金継続(利息取扱方法: 口座振込)
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○預入時の店頭表示金利(スーパー定期1年もの)に、0.10%上乗せした金利を満期日まで適用します。 ※上乗せ金利につきましては、変更する場合がございます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。
11. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 A. 6か月未満 …… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 … 約定利率×50%
12. 貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク管理課（電話：054-288-8416）にお申し出ください。</p> <p>当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAリスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<p>○取扱期間内でも、諸事情により条件の変更または商品の販売を終了させていただきます。</p> <p>○上乗せ金利は原則自動継続後も適用されますが、契約者が満19歳になった場合は、自動継続が中断され金利の上乗せも終了します。継続時において本商品の取扱いが終了している場合は、継続時における「スーパー定期（1年もの）」の店頭表示金利を適用します。</p> <p>○期間の途中で児童手当または給与のお振込みが中止等となった場合や相続が開始した場合は、次回満期日より、継続が中止となります。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 静岡市